

蒲生干潟自然再生協議会について

- ◆蒲生干潟は、仙台市東部の仙台港の南側に位置した二級河川七北田川河川区域内の延長860m、幅250m、水面積13haの小さな潟湖であり、干潟の面積は約5haである。現在の干潟の姿は、仙台港の整備や河川の改修工事によって人為的に形成されたもの。淡水と海水が混じる汽水域で、鳥類、底生動物、魚類等多様な生物を育む重要な生態系となっている。また、重要な渡り鳥の中継地、繁殖地及び越冬地であり、コクガン（国指定天然記念物、絶滅危惧Ⅱ類）の越冬地としても貴重である。
- ◆干潟周辺地域の開発、レジャー、マリンスポーツ等の人為的な干渉が増加。また、導流堤の老朽化による蒲生干潟の塩分濃度上昇・浅底化や干潟の露出面積の減少などにより、自然環境に影響が出てきており、渡り鳥を頂点とする生態系にとって良好な自然環境への復元と人為影響の回避を図る対策を講ずることが緊要となっている。
- ◆平成14年度から、自然生態系の保全・再生に向けた計画策定のための調査を実施。
- ◆平成17年6月に自然再生推進法に基づく「蒲生干潟自然再生協議会」を設立。
(シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また底生動物の宝庫である貴重な干潟環境の保全・再生を検討。)
- ◆平成18年9月には、「蒲生干潟自然再生全体構想」が作成された。

○ 第1回自然再生協議会（平成17年6月19日）

- ・ 協議会の設立
- ・ 協議会の進め方について協議

○ 第2回～第5回自然再生協議会（平成17年8月28日、11月20日、平成18年2月12日、6月18日）

- ・ 全体構想（案）の協議

○ 第6回自然再生協議会（平成18年9月16日）

- ・ 全体構想（案）の協議、了承

○ 蒲生干潟自然再生全体構想 作成（平成18年9月）

○ 第7回自然再生協議会（平成19年2月17日）

- ・ 事業実施計画（案）の協議

○ 第8回自然再生協議会（平成19年11月11日）

- ・ 実施計画（案）（干潟・砂浜修復）の協議

「蒲生干潟自然再生全体構想」の概要

◆自然再生の対象となる区域

国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区（48ha）及び、干潟北部に隣接する宮城県企業局所有のため池（4.4ha）、宮城県土木部が管理する緩衝緑地（5.4ha）である。これらの区域を一体的な機能としてとらえ、合計58haを自然再生の対象とする区域とする。

◆自然再生の目標

特徴的かつ生態系の上位である渡り鳥（シギ・チドリ類、コアジサシ、コクガン）にとって渡来の中継地である良好な湿地環境を保全し、これ以上の生態系の劣化を防止し、さらに現状の改善に資するよう干潟の適正な空間利用（持続可能な利用）を図り、環境保全活動・環境教育を通して生きた自然に接することができる場、多様な主体が交流する場、情報を共有する場を創出することとする。

- ・多様な生物を育む干潟の保全、復元
- ・湿地を維持する水循環の再生
- ・砂浜環境の保全・回復
- ・環境保全活動・環境教育の推進および各主体の交流する場の創出

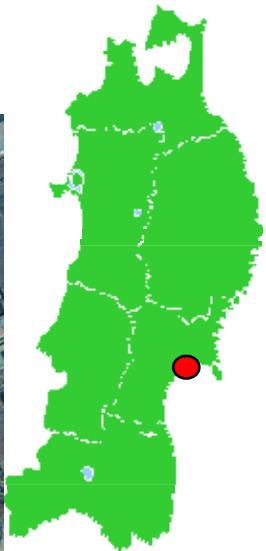
◆自然再生協議会の構成員

専門家 9、個人 2、団体 8、

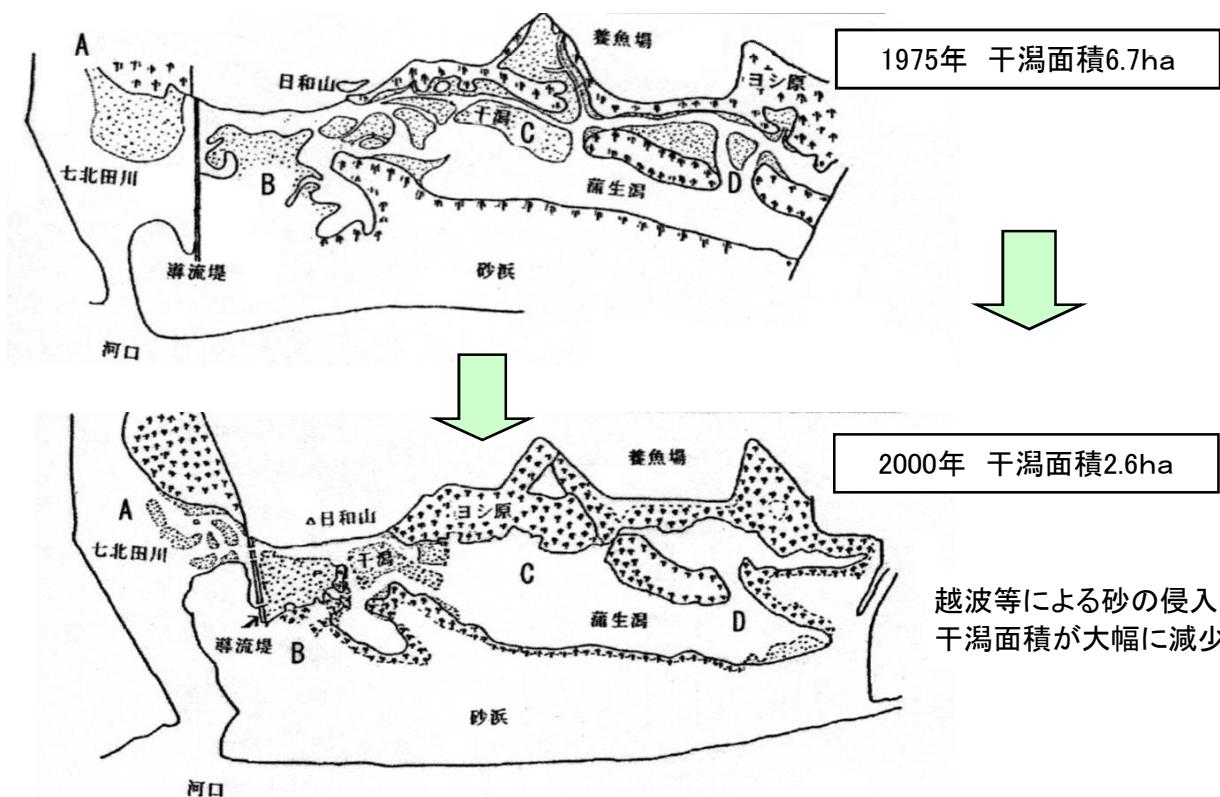
関係地方公共団体 4、関係行政機関 3

合計 26(個人・団体) ※平成19年11月現在

がもう 蒲生干潟自然再生協議会



自然再生の対象となる区域（全体構想案より）



導流堤の老朽化による砂、海水の流入



澪筋の消失



シギ・チドリ類の個体数減少